

埼玉県の最低賃金

(平成29年度)

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者 (特定 (産業別) 最低賃金が適用される人を除く。) に適用されます。	発効日
	871		29. 10. 1

特定 (産業別) 最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 <small>非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)</small>	904	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	29. 12. 1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。)) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	909		
輸送用機械器具製造業 <small>輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 (自転車・同部分品製造業を除く。)) 及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	918		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 <small>光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)</small>	917		
各種商品小売業 (※参照) <small>各種商品小売業又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)</small>	29. 9. 30まで 849 29. 10. 1から 871 (※参照)		
自動車小売業 <small>自動車小売業 (二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む) を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	916	29. 12. 1	

○最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

○著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の減額の特例許可金額が適用されます。

※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の取り扱いについて

埼玉県最低賃金と特定 (産業別) 最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、平成29年10月1日以降は、「各種商品小売業 (時間額849円、平成28年12月1日発効)」が適用される労働者については、埼玉県最低賃金の金額 (時間額871円) 以上の賃金を支払わなければなりません。

埼玉労働局
各労働基準監督署